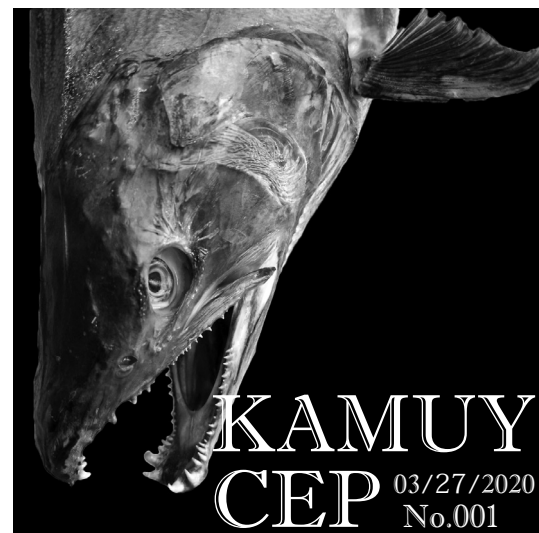


カムイチェプに対する アイヌの権利回復を！

カムイチェプは、「神が与えてくださった魚」を意味し、秋に海から川をさかのぼってくるサケを指すアイヌ語です。アイヌにとって、もっとも大切なカムイチェプ＝サケを、日本国家が一方的に独占しておよそ150年。先住民族アイヌは、自由なカムイチェプ漁を厳しく制限され続けてきました。アイヌがカムイチェプ＝サケを採るための許可を得る必要があるのは、大自然の神たちだけです。

私たちは、カムイチェプ＝サケに対するアイヌの権利回復を訴えます。



アイヌ（＝ひと）の権利をめざす会

共同代表 宇梶静江／貝澤耕一／田澤 守／萱野志朗／OKI

賛同者の署名を集めています。詳しくは最終面をご覧ください。

KAMUYCEP No.1 カムイチェプ第1号 2020年3月27日発行
編集・発行 アイヌ（＝ひと）の権利をめざす会
共同代表 貝澤耕一／宇梶静江／萱野志朗／田澤守／OKI
〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目
愛生館ビル501 NPO法人さっぽろ自由学校「遊」内
アイヌ政策検討市民会議事務局気付
ファックス 011-252-6751 電話 011-252-6752
<https://kamuycep-project.jimdofree.com>

紋別市モベツ川カムイチェプ事件の記録

紋別アイヌ協会が昨年（2019年）9月、地元のモベツ川に丸木舟を浮かべ、刺し網でサケ・カラフトマスなどを捕獲したことに對し、北海道は「内水面漁業調整規則違反などの疑いがある」として、同協会の畠山敏会長らを警察に告発しました。事件当夜の集会「ウコイタク」での畠山会長と、ゲストの貝澤耕一さんのスピーチを紙上に再録します。



先住権を勝ち取らなくちゃ、私は死ぬに死にきれない

畠山 敏 紋別アイヌ協会会長

明日のカムイチェプノミのために、さきほど、モベツ川にサケを捕るための網をかけてきました。（行政側が）警察力を使ってくるかこないか分かりませんが、私は覚悟をしています。ただ、旅から来た人がたに（ウコイタクに）参加してもらってね、（主催者の紋別アイヌ協会が）警察と争っているっていったらね、ちょっとみたくないところをみなさんにお見せするかも知れませんがね、すみませんが、これはアイヌの先住権。「アイヌの文化活動はこれ（北海道知事に申請し、捕獲許可を受ける形）でいいんだ」っちゅう（ほかの）アイヌとね（私は同じ考え方はできない）。私にはやはり先住権を勝ち取らなくちゃ、私は死ぬに死にきれないという思いでいます。思いが強いんです。

われわれの二代三代前の先祖たちが、どういう具合に和人たちに（迫害されてきたか）——ごめんなさいね、和人の人がたいたらね——その先祖のことを考えたらね。私はそれこそ警察力なんかはぜんぜんおっかないです。ただ、疲れるだけ。もう歳が歳でね。言い争っても、共通点が見られない。お互いに歩み寄りがあればいいんだけど、そうじゃなくてね、まっこうから対立する状態で。同じことばかりで、道庁の水産課の課長、部長かな？ 同じことを言ってただけ。あの人のがた、やっぱり行政畑の人間だから、私の気持ちは理解しても、立場上は法律の番人ちゅうのか、許可を出すところで。私はそれに逆行しているちゅうことでね。ぜんぜん共通点がみられません。おれの人生、あと何年あるか、これはカムイが、先祖が決めることでね。だけど私の目の黒いうちはね、先住権をひとつでもふたつでも勝ち取りたいんだ、という思いで、昨日

写真：平田剛士



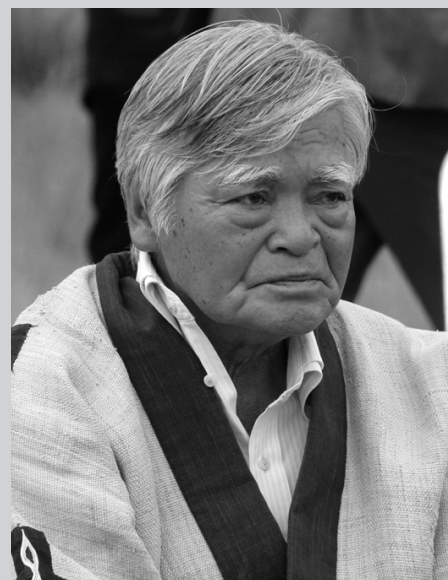
から今日、道の水産課だとか（と話をしたが）、だけど共通点が見られません。私はこの闘いを目の黒いうちは続けようという覚悟でいます。以上です。どうぞよろしくお願いします。

この北海道、少なくとも北海道より 北の千島列島、樺太も含め、 もともとアイヌのくに です

貝澤耕一

昨 日からここ（紋別）へ来ているんですけど、感じたことは、畠山さんてすごいな、と。そう思っています。つまり、自分のためにやっているんじゃないんですよね。アイヌのために、何とか権利を回復しようというその心意気。それを支援する人、本当は地元のアイヌがたくさんいればいいと思うんですけど、それほどいないような気がします。

私は二風谷ダム^{にぶたに}裁判のことを思い出しました。裁判の時に、村八分の状態だったんですね。「国のやることにそんなに逆らって」と（言われた）。ある建設業者は「100万円やるから、すぐ裁判やめてくれ」。そういう建設業者もいた。そういう中でも、なにくそと思って（裁判を）やって、「二風谷ダムは違法」「アイヌは先住民族」という判決を勝ち取りました。そしたらどうでしょう？ その判決が出た後は、みんながさもさも自分が裁判をやったような顔をして、その判決を一所懸命、公言して



カムイチェプ 近代史年表

1752

まつまえ からふと
松前藩が樺太・クシュンコタンほかに官設
漁場建設。

1807

えぞ ち ばしょうけいせい
「西蝦夷地」で後期場所請負制確立。東蝦
夷地では1812年以降。

1869/8/15

日本政府が蝦夷地を「北海道」と呼び変え
て領土宣言。植民地政策を開始。場所請負
制廃止、漁場持制へ移行。

1870

樺太・栄浜など4カ所に官営漁場設置。私
設漁場登録制後、漁場は57カ所以上に。

1876

開拓使が北海道島全域の河川でサケのテ
ス網漁と夜漁を禁止（「開拓使乙第九号布
達」）。漁場持制廃止。

1878/10/20

開拓使が河川でのサケ・マス漁法を曳網（ひ
きあみ）だけに限定。曳網漁を含め夜漁を
禁止。支川ではすべての漁を禁止（「開拓
使乙第三十号布達」）。

1880

ゆうらっぱ
開拓使が遊樂部川にサケ「種育場」開設。
1885年以降は八雲村が運営を引継ぎ、開
設から廃止（1900年）までに2500～2万
8000尾／年の経産サケを独占的に捕獲。

1882/11

はっさむ ことに
札幌県が豊平川・発寒川・琴似川をサケ種
川に指定。密漁、監視体制を強化。

1888

北海道庁が石狩川でサケ稚魚放流事業を開
始。

1892

沿海州アムール河口が和人出漁の中心に。

1907

日露戦争後、ポーツマス条約に基づいて、
沿海州・カムチャツカ半島の漁業を日本企
業に開放。北洋漁業再開。

いる。そしてそれを利用しようとしている。いまの畠山さんの立場って、（当時の自分と）同じようではないかな。でも、自分の意思をなんとか通したい。それが最終的にアイヌのためになると、彼は信じていると思うんですね。

二風谷ダム裁判の判決が出たのは1997年でした。けれど、日本政府が正式に（アイヌを）先住民族と認めたのは今年（2019年）の5月ですよね。だけど先住権はいっさい認めていない。2007年に国連で日本の政府は、「先住民族の権利に関する国連宣言」に賛成しているんですよ。国連ではいい顔をしている。でも国内の先住民族には関係ないと（いう態度をとっている）。

なぜかと考えると、アイヌに対して日本がいかにひどいことをしてきたか、それを明らかにしたくないんですね。この北海道、少なくとも北海道より北の千島列島、樺太も含め、もともとアイヌのくにです。そのくにへ勝手に入り込んで勝手に住みついて、勝手に資源を持ち去っていった。これ、簡単に言えば「侵略」と「略奪」にほかなりませんよね。それを日本政府は認めたくない。だから畠山さんが一所懸命、漁業権のことで抵抗しているけれど、あの手この手で何とか行政のいいなりにさせようとしています。

でも、これを続けてもらうことによって、私は、少なくとも「アイヌには根性のある人間がいる」「そう簡単には思うようにはいかない」ということを知らしめることができるんじゃないかと思います。

私は、こういうことを話すと、「北海道でアイヌ以外の人はみんな出て行け」って言いたくなるんですけど、それを言っちゃうと日本人とおんなじになりますよね。日本人と同じにはなりたくない。つまり、お互いいかに仲良く過ごし、生きていくか、それが重要で。いかに譲り合うか、いかに違いを認め合うか。それが大切ではないかなと思います。

今の日本、中曽根（康弘・元総理大臣）をはじめとして、単一民族国家という言葉をいまだに平気で使っている国会議員がたくさんいますよね。確か、北海道出身のこの地方かどこかの地区（選出）の人も「日本は単一民族国家だ」というようなことを言っています。でも、ウソなんですね。私たちアイヌは強制的に日本国民に組み入れられましたけど、単一民族国家というのはまったくのウソです。いま、よく考えてみると、日本には多くの少数民族がいるんですね。独自の言語、独自の文化を持つ集団を民族と言います。私たちアイヌは先住民族でありますけど、いま日本にいる少数民族って、数知れないくらいいるんですね。在日の外国人の方々です。その人たちの権利も、日本政府は認めようとしませんですよ。

もしもアイヌの権利を認めたら、その人たちのことも認めなきゃならない。日本はそれを恐れているんですね。で、みんなに「平等だ、平等だ」「同じ日本人、同じ人間じゃないですか」と言ってますけど、同じ日本人なら、同じ権利をください！

おまけに、私たちアイヌ、あるいは在日の外国の方々、日本の文化と日本の歴史と日本語しか、教えてもらえませんよね。本当に「平等な国」

なら、なんで私たちにアイヌの歴史、アイヌ語、それらを教えてくれないんですか。教える義務が国にはあるはずです。(なのにしないのは) 私たちアイヌを(日本政府は)人として見ていない(証拠です)。

いまは北海道博物館という名前に変わっていますが、(旧名称)北海道開拓記念館ができたとき(1971年)、アイヌの展示コーナーに大きな垂れ幕が下がっていました。その垂れ幕に何て書いてあったか。「無人の大地を切り開いて幾数十年」。それを堂々と掲げてあった。つまり、国の考えでは、北海道には人は住んでいなかった。そういう方針なんですね。それを今でも、日本の政府が(勝手に)つくった法律にムリヤリ当てはめようとしている。それが現実なんです。

畠山さんは「それはおかしい」といって、いまがんばっているんですね。「なぜ俺たちの本当の文化を認めようとしらないんだ」「なんでアイヌを認めようとしらないんだ」と。

アイヌを認めてしまったら、ほかの少数民族の方のことも認めなければいけない、在日の外国人の方々も認めなきゃいけない。(日本は)それがイヤなんですね。だから今でも「日本は単一民族国家だ」という無知な発言をする国会議員がたくさんいる。これ、ホントに無知ですよ。歴史を知らない。事実を知らない。道議会にもいましたけど。

そういう情勢の中で、なんとか自分たちの文化を守ろう、先祖から受け継いだものを守ろう、伝えよう。これを努力している人たちにブレーキをかけることは、私はできないと思います。

いま「新法ができた」と言っていますけど、これも、何で交付金を直接アイヌによこさないのか。市町村がちゃんと計画書をつくったら出しますよ(という仕組みになっている)。何でアイヌに(直接)出さないの?なんで市町村にやらせるの?「アイヌは無知だ」「だから書類作成もできないだろう」「だから市町村が手伝いなさいよ」ということを言っているんです。でもそれは(本当は)アイヌに力がついたら困る(と政府が考えているからです)。いかに力を持たせず、なだめておくか。それが方針なんです。

私はむしろ、北海道^{きゅうどじん}旧土人保護法(1899年～1997年)があったほうがよかった、と思っています。アイヌを(「旧土人」と差別・呼称することで)明らかに先住民族と認めていたからです。それを残しておく都合が悪いから、(アイヌ文化振興法＝1997年～2019年に)改正した。それが今回また改正されましたが、内容は何も変わっていないんですよ、97年にできた法律と。文言が変えてあるだけで、内容は何も変わっていない。97年にあの法律ができた時、私は思いました。「アイヌを博物館に押し込めて終わりにするのか」「アイヌを人と認めていない」。それが延々と続いている。それが現実なんです。

少なくとも、ここに集まっている方々は、そういうことに関心を持っていると思います。同じ人間なんです。違いがあっても、同じ人間です。違いを認め合って、そして一緒に生きていくことを考えていただければいい。そしたら、楽しい社会になるんでないかな。

1914

カムチャツカ沖で母船式サケマス漁業開始。

1920

アムール河口の漁業基地ニコラエフスクで抗日パルチザンが日本領事館を襲撃し軍民735人を殺害。

1951

水産資源保護法公布。「内水面においては、^{ほせんしき}湖河魚類のうちさけを採捕してはならない」(第25条)

1964

北海道内水面漁業調整規則制定。「これを採捕してはならない。さけ・ます」(第45条)

1982/9/15

豊平川で第1回アシリチェブノミ。

1986

北海道知事が「アイヌ協会等が行う伝統漁法の伝承などを目的としたサケの採捕」に許可証を発給し始める。

1997

アイヌ文化振興法成立。

2007/9/13

先住民族の権利に関する国連宣言採択。
第26条

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。(略)
3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

2019/4/26

アイヌ政策推進法公布

参院付帯決議8 内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関との緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。

おもな参考文献

山田伸一『近代北海道とアイヌ民族 狩猟規制と土地問題』北海道大学出版会、2011
北海道史研究協議会『北海道史事典』北海道出版企画センター、2016

公開研究会のご案内 カムイチェプ・プロジェクト ～北海道の新しいサケ管理

2020 年は白老象徴空間の開設など、アイヌ民族にスポットが当たる年です。けれども、政府の施策には先住民族の権利保障というスタンスがありません。紋別アイヌ協会による問題提起（許可申請なしでのサケ捕獲）をベースに、多様な視点から先住民族の漁業権についての知見を学び、実際の権利回復への道を探ります。

4 月 24 日（金）より全 5 回

金曜夜 18:30 ～ 21:00

主催 / 会場 さっぽろ自由学校「遊」

札幌市中央区南 1 西 5 愛生館ビル

☎ 011-252-6752

研究会というスタイルのため、一般の方はオブザーバー参加となります。参加をご希望の方は、事前に「遊」事務局までお申し込みます。

4 月 24 日（金）

第 1 回 アイヌ民族とサケをめぐる現状と課題を共有しよう

5 月 22 日（金）

第 2 回 野生サケを尊重しよう

7 月 17 日（金）

第 3 回 先住民族アイヌの権利を保障しよう

8 月 28 日（金）

第 4 回 国際水準の資源管理法制をつくろう

9 月 25 日（金）

第 5 回 カムイチェプ・プロジェクトを実現させよう

※テーマ等は変更することもあります。

紋別アイヌ協会の自由なサケ漁 が可視化した支配構造

平田剛士 フリーランス記者

こんなに誇らしげな表情の畠山敏エカシ（年配男性を呼ぶアイヌ語の尊称）に接したのは、初めてだった。

紋別アイヌ協会会長を務めるエカシは 9 月 1 日朝、地元の藻釧川にアイヌ式の丸木舟を浮かべ、数十人の支援者やメディア記者たちが見守る中、網漁でサケやカラフトマス捕獲した。

数年前、初めてお目にかかった時から、エカシはずっと「藻釧川で自由にサケを捕りたい」「儀式のお客さんには、自分で捕ったサケを土産に持たせたい」と語っておられた。だが昨年は、河岸で待ち受けた十人あまりの警官たちに通せんぼされた。



水産資源保護法は、先住民族であるかないかを考慮しないまま、川でのサケ捕獲を厳禁している。例外的に特別採捕と呼ばれる枠が設けられ、道内水面漁業調整規則に基づき、申請者に捕獲許可を出す権限を持つのは、道知事だ。同規則は 2005 年の改正で「伝統的な儀式若しくは漁法の伝承」などを許可要件に加え、先住民族に一定の配慮を示したが、そのつど捕獲日程や尾数などを記した書類を提出して許可が下りるのを待たねばならず、使い勝手は悪い。

今年 5 月施行のアイヌ施策推進法に従って、道が先月（8 月）公表した「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針（素案）」は、わざわざサケ規制を取りあげ、「アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努める」と書いていた。だれしも手続きの簡便化を期待しただろう。だがよく読むと、「配慮」の対象は、推進法がいう「アイヌ施策推進地域計画」内のサケ捕獲に限定的だと分かる。地域計画は今後市町村が立て、最終的に内閣総理大臣の認定を得なければ実行されない。これでは規制緩和どころか、逆に「自由なサケ漁」へのハードルが高くなりかねない。

「そもそも、アイヌが主食であるサケを近くの川で捕るのに、なぜいちいち知事や総理大臣にうかがいを立てさせるのか」（畠山エカシ）。

先住民族の権利に関する国連宣言（07 年）は、国家政府に対し、土地や資源に対する先住民族の権利を保障するよう求めている。エカシの問いかけは、宣言採択から 12 年を経てなお、各地アイヌ集団にそれを保障できていない道民社会に突き刺さってくる。

問いかけは行政側にも伝わっている。今回の「Xデー」に至るまで、紋別アイヌ協会は道漁業管理課と何度も協議してきたからだ。協会は 7 月、儀式の日程を明らかにした上で「警察力で妨害しないほしい」と、行政側に要望した。警察は今年は動かず、現場で道職員 2 人が警告の言葉をかけるだけだった。協会は、許可申請しないまま漁を完遂し、捕ったサケ 2 尾をカムイチェプノミ（新しいサケを迎える儀式）の祭壇に捧げた。

道は即日、エカシらを水産資源保護法違反容疑で紋別署に告発した。しかし、このささやかな網漁が「水産資源」を脅かしっこないことは、一部始終を見届けて帰った職員たちが一番よく分かっているはずだ。

一方、エカシは、許可申請書という紙切れ 1 枚に、許可権者（道知事や首相）と先住民族の間の支配／被支配関係を見だし、新しい推進法にもそっくり引き継がれているその非人道性を、身を賭して逆告発した。

あらわになった実態を、もう覆い隠せない。

初出 北海道新聞（2019 年 9 月 13 日づけ）、一部修正

ひと 「アイヌの権利をめざす会」 声明

アイヌ（＝ひと）の権利をめざす会

共同代表 貝澤耕一／宇梶静江／萱野志朗／田澤守／OKI

2019年9月1日、紋別市藻鰐（モベツ）川で、紋別アイヌ協会（畠山敏会長）はアシリチュプノミ（新しい鮭を迎える儀式）用の鮭を捕獲しました。紋別アイヌ協会は事前に鮭を採ることを口頭で振興局に伝えていましたが、振興局からは、「規則の定めるとおり特別採捕許可申請書類を知事に提出し、許可が下りてからにしてほしい」と回答がありました。それに対して紋別アイヌ協会は、先住民族の権利を主張するために、採捕を実行しました。

私たちは、紋別アイヌ協会の勇気ある行動に共感し、応援します。

私たちは、太古の昔から、自然の恵みを生業としてきました。先人たちは常に神々に断りを入れ、生活に必要な木や草、鹿や鮭をいただき、その恵みに感謝しながら生きてきました。そして、それは代々受け継がれてきました。

ところが、突然海を渡ってきた人たちは、なんの断りもなく、ここに住んでいた私たちを無視して、土地を奪い、生活を奪い、文化をも奪いました。私たちは、それまでと同じく、自然からの恵みで生活しようとしたが、それは私たちの気づかぬうちに、法律違反とされ、違反すると罰せられました。長い間先人たちが培った生活の知恵や、決まりごとは無視されて、圧倒的な数の差によって、日本国の法律を押しつけられてしまい、多くのアイヌたちは抵抗もできないままに、その生業を変えていかざるを得ませんでした。

1984年、北海道ウタリ協会が政府に要求した「アイヌ新法案」の中で、アイヌの権利についての実情を訴えました。1997年にアイヌ文化振興法が、さらに2019年に同法に代えてアイヌ施策推進法が制定されましたが、先住民族としてのアイヌの権利には触れていませんでした。

そんな中で、紋別アイヌ協会が、先住民族アイヌとして、正々堂々と鮭を採ったことに感動しました。私たちアイヌが鮭を採るための許可を得る必要があるのは、水の神であり、鮭の神、大自然の神たちだけです。

アイヌモシリに勝手に入り込み、数が多いからと勝手に決まりごとを押しつけてきた多数者、せめて、海、川、山での生活に必要なものは自由に採ってもいいのではないのでしょうか！

紋別アイヌ協会の先住民族としての権利を求める行動に賛同し、協力し、アイヌ民族として権利を主張します。

2020年3月15日

私たちは、紋別アイヌ協会の
勇気ある行動に共感し、応援します。

署名用紙 Signatures

カムイチェプ＝サケ に対するアイヌの権利回復を！

Regain The AINUS' Right for Kamuycep!

Kamuycep, salmon in AINU, swims up a river from the sea in autumn. It has approximately been 150 years since the Japanese Government monopolized the spawning kamuycep in Hokkaido, that is one of the most valuable natural resources to AINU peoples. Then, they have been restricted to the self-management for kamuycep fishing. WE claim to regain the AINUS' right for kamuycep.

カムイチェプは「神が与えてくださった魚」を意味し、秋に海から川をさかのぼってくるサケを指すアイヌ語です。

アイヌにとって、もっとも大切なカムイチェプを、日本国家が一方的に独占しておよそ 150 年。先住民族アイヌは、自由なカムイチェプ漁を厳しく制限され続けてきました。アイヌがカムイチェプ＝サケを採るための許可を得る必要があるのは、大自然の神たちだけです。

私たちは、カムイチェプ＝サケに対するアイヌの権利回復を訴えます。

アイヌ（＝ひと）の権利をめざす会

共同代表 貝澤耕一／萱野志朗／田澤 守／OKI／宇梶静江

内閣総理大臣ならびに北海道知事 各位

カムイチェプ＝サケに対するアイヌの権利回復を訴えます

署名 signature	住所 address

取りまとめ・署名簿の送り先

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目

愛生館ビル5F 501 NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」内

アイヌ政策検討市民会議事務局

TEL:011-252-6752 FAX:011-252-6751

<https://kamuycep-project.jimdofree.com>



ネット署名